

理事退任に伴う欠員補充について

（役員の選任等）

第13条 理事および監事は、総会において正会員の中から選任する。

2 会長、副会長および専務理事は、理事会において互選する。

3 理事および監事は、相互にこれを兼ねる事はできない。

4 理事に異動があったときは、2週間以内に登記し、登記簿の謄本を添え、遅滞なくその旨を国土交通大臣に届け出なければならない。

5 監事に異動があったときは、遅滞なくその旨を主務官庁に届け出なければならない。

（役員の任期）

第15条 役員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠または増員により選任された役員の任期は、前任者または現任者の残任期間とする。

3 役員は、辞任または任期満了の後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。